

鹿保連発第108号  
令和8年2月14日

保育関係各社 各位

社会福祉法人  
鹿児島県保育連合会  
会長 帯田 英児  
(公印省略)

### 鹿児島県保育連合会 パートナーシップ企業募集のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、鹿児島県保育連合会の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。当会は、鹿児島県内の保育所、認定こども園等321園が加盟する保育関係団体として、「保育の力で、地域と子どもに明るい未来を」という理念のもと、子どもたちの健やかな育ちを支える保育環境の充実に取り組んでおります。

現在、人口減少や保育人材の確保・定着、ICTの活用、地域連携の強化など、保育を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、鹿児島県保育連合会では、保育フェスタや公開保育、研究大会、研修事業など、より魅力ある活動を展開すべく新たな体制整備を進めております。こうした活動をより継続的・発展的に展開するためには、県内企業の皆様のご理解とご支援が不可欠です。

そこでこのたび、鹿児島の子どもたちの未来を共に育むパートナーとして、協賛企業を募集いたします。初年度は、地元パートナー企業50社のご参画を目標にしております。

ご賛同いただける企業様には、当会ホームページや広報誌でのご紹介、イベント会場でのご紹介・広告掲出など、感謝の意を込めた各種連携の機会をご案内させていただきます。ご興味をお持ちいただけましたら、別紙申込書または鹿児島県保育連合会のホームページよりお申込みください。

今後とも、鹿児島の子どもたちと保育の未来のために、温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

敬具

## 鹿児島県保育連合会パートナーシップ企業規約

### 第1条（目的）

鹿児島県保育連合会（以下「当会」と称する。）パートナーシップ企業規約を以下の通り定める。

### 第2条（パートナーシップ企業の申込手続）

当会のパートナーシップ企業となるには、本パートナーシップ企業規約に同意の上申込を行い、当会正副会長会議の承認を得なければならない。

### 第3条（パートナーシップ企業となるための要件）

パートナーシップ企業は、保育施設ならびに児童福祉施設等の質の向上につながる活動を営み、当会活動を支援する意思を有する法人又は個人でなければならない。

### 第4条（反社会勢力の排除）

パートナーシップ企業は自ら、その子会社、関連もしくは関係者等が現在から過去5年間において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 反社会的勢力
2. 反社会的勢力によって経営を支配されていること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
4. 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
6. 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

### 第5条（パートナーシップ企業種別）

パートナーシップ企業は当会に納付するパートナーシップ料に応じてプレミアム・レギュラーの2種とする。

## 第6条（パートナーシップ料）

- 所定のパートナーシップ料を納めなければパートナーシップ企業となることができない。
- パートナーシップ企業となる期間は、毎年4月1日より翌年3月末日を一期とする。
- 正当な理由なくパートナーシップ料を期限までに納めないときはパートナーシップ企業たる資格を失うことがある。

## 第7条（費用等及びその対償）

- パートナーシップ料はパートナーシップ企業種別に応じてプレミアムパートナーは150,000円/期、レギュラーパートナーは50,000円/期とする。
- パートナーシップ企業種別に応じた対償は次の表の通りとする。

種別	プレミアムパートナー	レギュラーパートナー
対 価	当会ホームページにおけるバナー広告掲載	固定（大） スクリール（小）
	当会会員への企業紹介（資料配布）	* 理事会、評議員会、県保連事業研究大会での御社資料配布又はデータ配信（データ、資料持ち込み） * 年2回全会員へメールにて御社のデータ配信 * 县保育連合会研修会での御社資料配布又はデータ配信（データ、資料持ち込み）
	当会会員との交流	* 各種情報交換会へのご招待（参加費別途） なし
	年間スケジュールの事前共有	当会が主催する各種セミナーや大会でブース出展頂ける日程を年間で事前にお知らせします なし

## 第8条（支払い）

パートナーシップ料については鹿児島県保育連合会から請求書にて銀行経由し、支払うものとする。又、支払いに係る手数料はパートナーシップ企業が負担するものとする。

## 第9条（退会）

パートナーシップ企業は、当会に申し出ることにより任意に退会することができる。ただし、毎年3月1日までに退会申請がない限り、次期も継続してパートナーシップ企業である意思を有するものとみなす。

## 第 10 条（除籍）

パートナーシップ企業が次のいずれかに該当する場合、当会はパートナーシップ企業に対し催告その他何等の手続きをすることなく、当会正副会長会議の決議によりパートナーシップ企業から除籍させることができる。

1. 取次業務をすることが著しく困難になったとき
2. 差押え等、競売の申し立てがあったとき
3. 破産、民事再生法に基づく再生手続き開始又は、会社更生手続き開始の申し立てがあったとき
4. 合併、解散、清算、又は事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき
5. 重大な過失又は背信行為があったとき
6. 本パートナー企業規約に違反したとき
7. 当会の名誉を傷つけ、又は当会に多大な損失を及ぼすような行為のあつたとき

## 第 11 条（規約の改廃）

この規約を改正又は廃止する場合は、正副会長会議の承認を得ることとし、その結果についてパートナーシップ企業に対して文書にて連絡する。

## 第 12 条（発効時期）

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日より発効する。